

静岡県立大学短期大学部研究生規程

平成 19 年 4 月 1 日 規程第 115 号

第 1 条 静岡県立大学短期大学部学則（以下「学則」という。）第 47 条の規定に基づき、この規程を定める。

第 2 条 研究生として入学を志願する者（以下「入学志願者」という。）があるときは、教授会の選考を経て、学長が入学を許可する。

第 3 条 研究生として入学することのできる者は、短期大学を卒業した者又はこれと同等以上の学力があると認められた者とする。

第 4 条 研究生は、毎学期初めに入学を許可する。

第 5 条 入学志願者は、次の各号に定められた書類に所定の検定料を添え、学長に願い出さなければならない。

- (1) 研究生入学願書
- (2) 写真
- (3) 最終学校の学業成績証明書及び卒業（修了）証明書
- (4) その他指定する書類

第 6 条 研究を許可された者は、所定の期日までに研究生入学料及び研究料を納付しなければならない。

2 実験実習等に要する特別の費用は、研究生の負担とする。

第 7 条 研究期間は、1 年以内とする。ただし、特別の理由がある場合は、その期間を延長することができる。

第 8 条 研究を終了した者には、本人の申出により、研究証明書を交付する。

第 9 条 学則中、学生に関する規定は、研究生に準用する。

附 則

この規程は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。